

令和 7 年度		委 託 仕 様 書				
		課 長	副課長	リーダ－	設 計	校 合
委 託 名	「農のある生活」PR動画制作業務委託					
委 託 場 所	川越市元町1－3－1(川越市役所5階 農政課)					
事 業 名	グリーンツーリズム整備推進事業					
委 託 大 要						
「農のある生活」PR動画制作業務委託 一式						

変更理由					
備 考	委託理由 「農のある生活」つまり「生活の中に農業を取り入れること」をPRするための動画を制作するもの。 川越市内在住に限らず一般消費者が、この動画によって、「農のある生活」を具体的にイメージし、身近なところから「農のある生活」を意識することによって地産地消や自ら野菜を育ててみる等の行動変容につなげ、「農のある生活」の魅力を伝え、農業の重要性や楽しさを理解し、農業の振興を促すことを目的とするため。				
地 区					
適用年月	令和 7 年 8 月				
工 期	当初	自		至	令和8年2月27日
		日 数			
				至	
予算担当課	農政課				
施工担当課	農政課				
設計担当課	農政課				
設 計		当初金額		変更金額	
	業務価格	0			
	消費税相当額	0			
	合 計	0			
請 負	業務価格				
	消費税相当額				
	合 計				
	請負増減額				

本 委 託 内 訳 表

工 種	種 別	細 別	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	P R 動 画 制 作 費				式			
				1				第1号内訳書のとおり
直接委託費								
	成果物制作 費				式			
				1				
	諸 経 費	諸経費			式			材料費用、管理費含む
				1				0 × 24.12 % 以内
間接委託費								
業 務 価 格								
	消費税相当額							
合 計								

第 1 号 内訳書			PR 動 画 制 作 費			1 式		
区 分	工 種	種 別	細 別・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
撮影費					式			
				1			0	第1号代価表のとおり
編集費					式			
				1			0	第2号代価表のとおり
企画費					式			
				1			0	第3号代価表のとおり
ナレーター、スタジオ代					式			
				1			0	第4号代価表のとおり
計								
							0	

第 1 号 代価表		撮影費				1 式
区分	工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
撮影			本			
		3.0				
計						
					0	

第 2 号 代価表		編集費				1 式
区分	工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
編集			本			
		3.0				
計						
					0	

第 3 号 代価表		企画費				1 式
区分	工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
企画			式			
		1.0				
計						
					0	

第 4 号 代価表		ナレーター、スタジオ代				1 式
区分	工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ナレーター、スタジオ費			本			
		3.0				
計						
					0	

「農のある生活」 P R 動画制作業務委託

特記仕様書

川越市

令和 7 年 8 月

1 件名

「農のある生活」P R動画制作業務委託

2 目的

「農のある生活」つまり「生活の中に農業を取り入れること」をP Rするための動画を制作するもの。

川越市内在住に限らず一般消費者が、この動画によって「農のある生活」を具体的にイメージし、身近なところから「農のある生活」を意識することによって地産地消や自ら野菜を育ててみる等の行動変容につなげる。「農のある生活」の魅力を伝え、農業の重要性や楽しさを理解し、農業の振興を促すことを目的とする。

制作した動画は、川越市グリーンツーリズム拠点施設、その他イベント等で放映するほか、インターネットやメディア等で公開する。

3 委託場所

川越市元町1－3－1（川越市役所5階 農政課）

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

5 支払い方法

完了払い

6 業務内容

受注者は、業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、動画の制作業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

発注者と協議を行い、構成を定める。

「農のある生活」に身近なところからチャレンジすることをイメージした広告放送のような動画を想定。

- 【例】 チャレンジ1 農産物直売所で川越産の野菜を買う
チャレンジ2 家の中で豆苗を栽培する
チャレンジ3 市内の観光農園で収穫体験をする
チャレンジ4 市民農園を借りて野菜を栽培
チャレンジ5 川越で新規就農する(副業で農業をする)

ほか「庭先販売所で生産者から直接野菜を買う」「プランターで野菜を育てる」「農家の手伝いをする」「農業イベントに参加する」等

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影は受注者にて行い、委託業務は以下とする。

- ① 資料・素材の収集、聞き取り取材(インタビュー)、編集作業を受注者が行う。なお、発注者と協議の上、受注者に対して指示することを可能とする。
- ② 納品後の加工、放映（SNS等へのアップ、放送局等への提供・貸出を含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理。※著作権の侵害とならない楽曲を使用すること。
- ③ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可は主に発注者が実施する。各種、許認可の手数料は、委託料から受注者が支払うこと。

(3) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、音声ナレーション、テロップ、イラスト等の挿入等の編集作業を行い、視覚的にも聴覚的にも楽しめる内容とする。制作した動画は、発注者が指示する修正箇所を反映させることで完成とする。

(4) 制作本数及び再生時間

本編（10分程度）×3本を想定しているが、より効果的にPRする方法を協議した上で定める。

(5) 成果物の納品、納品場所

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

- ① 動画の規格は、16:9とし、フルハイビジョン映像以上とする。
- ② 納品は以下のものとする。

- ア. DVDディスク・・・・・2枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）
- イ. データ（YouTube および市のホームページで再生可能な形式で作成すること《WMV、MPEG4、MOV》）
- ・「トールケースなし/簡易盤面印刷」
- ・納品場所は川越市元町1－3－1（川越市役所5階農政課）とする。

（6）成果品の不備

本業務終了後、受注者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

（7）打合せ

動画の制作にあたり、開始時1回、制作中2回の打ち合わせを行うこととする。

7 再委託について

原則禁止とする。ただし、発注者が認める場合のみ本委託業務の一部を第三者に再委託することができる。再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し発注者の承諾を得る必要がある。

8 実施計画書の提出について

受注者は、業務着手前に制作責任者を記載した委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

9 データの保護・著作権について

（1）秘密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また発注者が提供する資料・データ類及び受注業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に提供してはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 複写・複製の禁止

受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、発注者から提供された資料等を発注者の許諾なく複写または複製してはならない。

(3) 事故発生時における報告業務

受注者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを発注者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(4) 記録媒体上の情報の消去

受注者は、受注業務遂行のために、受注者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

(5) 著作権の帰属

発注者へ納入した成果物に係る一切の権利は発注者に帰属する。

(6) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。

10 その他留意事項

- (1) 本契約の履行にあたり必要な一切の経費については、本契約金額に含む。
- (2) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除するための最新の処理を実施するものとする。

- (3) 仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者がその都度協議の上、定める。